加入手続きに関する留意点（お願い）

利用代表者　各位

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。電子マニフェスト普及の推進に日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電子マニフェストの平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の加入契約更新に伴い、関連団体加入者の手続きが増加する時期となりますので、書類の郵送による手続きの際は、以下をご留意いただきお手続きをしてください。

お手続きの方法は以下をご参照ください。

<http://jwnet.or.jp/jwnet/members/youshiki/index.html>

１．新規加入手続きについて

　〇様式第34号「JWNET加入申込書兼契約書(団体加入用）」の加入者捺印は、個人事業の場合は代表者の個人印、法人の場合は法人の代表者印を捺印してください。

　〇フリガナ等の記入漏れがないか提出前に確認してください。

　〇4月1日から電子マニフェストの利用を始めたい方は、3月16日（金）までに所定のお手続きをしてください【期限厳守】。

２．変更手続きについて

　〇変更後の名称・氏名等のフリガナを必ず記入してください。

　〇個人事業から法人となる場合は、社名変更ではなく新たな加入が必要です。

　　※加入者名（社名）変更の留意事項はこちらをご参照ください。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/NO_02_JWNET_name_henkou.pdf>

　〇4月1日からの変更を希望される場合、3月16日（金）までに所定のお手続きをしてください【期限厳守】。

◆◆加入者名（社名）変更のポイント◆◆

１．社名変更として認められるケース［改称または承継による社名変更］

（変更前）有限会社ＡＢＣ⇒（変更後）株式会社ＡＢＣ

（変更前）株式会社あいうえお⇒（変更後）株式会社かきくけこ

２．社名変更として認められないケース

（変更前）あいうえお商店⇒（変更後）株式会社あいうえお商店

（変更前）ＡＢＣクリニック⇒（変更後）医療法人ＡＢ会　ＡＢＣクリニック

　※個人事業から法人への変更はできません。新たに加入が必要です。

●発信元：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

○お問合せ先　<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/contact/index.html>

　TEL．0800-800-9023